

聖泉大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、聖泉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 27(2015)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

大学の建学の精神・基本理念を「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成すること」と定め、寄附行為、学則、大学案内、ホームページ及び学生便覧に明記し、学内外に示している。

教育研究上の目的を達成するために人間学部人間心理学科及び人間キャリア創造学科の 1 学部 2 学科を設置し、学部・学科ごとに教育目的を設定し、これに沿って各授業科目を体系的に配置し、教育課程に反映している。その教育方針を形成するための組織も整備している。更に、教養教育を実施する体制の確立にも努めている。また、学力の多様化した学生に応じた少人数教育も実施している。

入試区分ごとにアドミッションポリシーを設定し、ホームページなどの掲載を通じてその周知に努め、学生確保のための努力を行っている。定員未充足の状態が続いていたが、平成 22(2010)年度は募集定員を削減したため充足に至った。1 年次から 3 年次まで、学年進行に伴い「基礎から実践」に向けた系統的な就職・進学支援を行うなど、学生及びその周囲との連携を図る努力がなされている。

大学設置基準上必要な専任教員数・教授数は確保され、採用・昇任も関係規程に則り適切に運用されている。FD(Faculty Development)については、授業アンケートの実施や学生 FD 委員会の活動などの取組みが行われている。

事務組織については、法人事務局と大学事務部に専任職員、嘱託職員及び臨時職員を配置している。職員の採用・昇任については、法人事務局長が職員の業務遂行能力などを判断し、理事長の了解のもとで進めている。SD(Staff Development)については、SD 研修会を開催するほか、毎月 1 回「常会」を開催し、大学運営に関する重要事項の情報共有が図られている。

大学の目的を達成するための諸規程については概ね整備され、寄附行為などに基づき理事、監事及び評議員を選任し、理事会及び評議員会を運営している。理事長が招集する経営会議に教学部門の構成員も参加し、教学部門と管理部門の連携が図られている。また、自己点検・評価についても規程に則り行われ、その結果を自己点検・評価報告書として取

りまとめ、ホームページで公表している。

校地・校舎面積は大学設置基準を大きく上回っており、耐震性などの安全性にも留意しているなどキャンパスは適切に維持・管理されている。

体育館、図書館だけでなく教室も地域に開放し、公開講座を開催するなど、大学の物的・人的資源の地域社会への開放は、広範囲に行っている。また、企業でのインターンシップを積極的に実施するなど大学と地域社会との連携の推進についても積極的である。

大学の組織倫理及び危機管理については、各種規程を概ね整備し、体制についても整備している。大学の教育研究成果については、各種の紀要やホームページなどを通じて公表している。そのほか、地域活性化のための協定を、彦根市内の産官学で結び、大学と地域社会との新たな協力関係を推進している。

大学の財政については、無借金状態で財政運営が行われているものの、定員未充足などによる消費支出超過状態が続いており、極めて厳しい状況にある。その改善のために看護学部を設置などを柱とする経営改善計画を策定し、経営再建に取り組んでいる。実地調査終了時点では看護学部の設置認可が保留状態であったが、平成 22(2010)年 12 月に正式に認可された。引続き、財務健全化に向けた経営改善計画の確実な実行に期待する。会計処理については学校法人会計基準などの規程に則り適切に行われている。また、外部資金担当教員を配置し、積極的に外部資金獲得活動を展開している。財務情報の公開についても、ホームページなどを通じて行っている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、学校法人聖隷学園が、昭和 60(1985)年に彦根市に設立した聖隷学園聖泉短期大学の全人教育に基づく「社会奉仕と地域貢献」の建学の精神を継承している。その後の短期大学の学科改組や平成 15(2003)年の 4 年制大学の設置などの変遷を経て「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する」ことを教育の基本理念としている。これらは、寄附行為、学則、大学案内及びホームページに明記され、学内外に示されている。

建学の精神と基本理念のもとに、教育研究の指針を定め、学生の立場に立った教育と地域を重視した研究の実現に努めている。このことは、学生のボランティア活動や大学の地域に対する教育・文化事業にも表れている。

大学の教育研究の指針についても、大学案内、ホームページ及び学生便覧などに記載するとともに、理事長・学長が、学生や教職員に入学式などの訓示で周知に努めている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する」という大学の使命・目的を達成するために、人間学部のもとに、2 学科ともに心理学に基盤を置く人間心理学科と人間キャリア創造学科が専門基盤科目を共有しながら、適切な学生規模で教育を行っている。また、総合研究所、情報センター、スポーツ文化研究所及びカウンセリングセンターを設置し、社会と地域に貢献できる体制が整備されている。

教養教育については、これまでは教務委員会が中心となって審議する体制であったが、責任の所在の明確化とリテラシー科目及びキャリア教育科目を統括した教養教育を目指し、新たに「教養教育委員会」を設置して、「幅広い視野から物事を捉え、高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を示すことができる人材の育成」という教養教育の目標を立て、積極的に取組もうとしている。

学内の意思決定機関については、学長を議長とし、短期大学部も含めた全学的な事項を審議する運営会議と学部教授会のもとに各種の委員会が整備されている。教育研究に関わる議案は各種委員会に諮られた後に教授会で審議・決定されており、適切に機能している。教授会は教学に直接携わらない経営会議とは独立を保っている。

【優れた点】

- ・ 実験・実習が不可欠な学部教育の特性に照らして、当該科目において少人数教育を行って丁寧なレポート指導をしていることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育目的を明確に設定しており、学則、学生便覧、履修要項に明記され、教育課程の編成方針に反映されている。大学・学部学科の教育目的に沿ったカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは明文化されていないが、平成 22(2010)年度中の策定を目指して検討中である。

教育課程の編成にあたっては、基礎から専門化・高度化へと体系的に設定されており、教育目的に合致した各種の資格取得者が増える傾向にあるなど、教育効果が表れはじめています。初年次教育についても、「大学生活入門」「基礎ゼミ」などを設けて、学力の多様化した学生に応じた少人数教育を行っている。

教育目的の達成状況の点検・評価については、一部に課題はあるものの、授業アンケートや教員による相互授業参観に加え、教員と学生の親密度を深める「コミュニケーション

シート」や学生が自己の学習目的を確立し、創造的な学習態度を養う「ふり返しシート」の活用や学生 FD(Faculty Development)委員制度の導入などにより一定の成果をあげつつある。

【優れた点】

- ・1・2年次に「基礎ゼミ」を配置して大学生活への適応を促し、学生の現実に対応したコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の伸長が図られ、学生の満足度も高いことは評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づいて設定された教育目標にかんがみ、募集単位ごとにアドミッションポリシーを定めて、ホームページに掲載するとともに、学内外での機会を捉えて周知に努めている。入学者選抜は入試監査制度のもとで厳正に行われている。近年までは定員未充足の状態であったが、平成 22(2010)年度は入学定員を削減したため、充足に至った。今後ともアドミッションポリシーに照らした志願者の開拓に更なる改善努力が望まれる。授業のクラスサイズは適切である。

大学生活の充実を図るため、「新入生オリエンテーション合宿」などをはじめとして、1年次に「大学生活入門」「基礎ゼミ」を配置するとともに、その学年を担当する教員は原則変更なく持上がりとして、学生の大学への定着と学習支援を図っている。また、オフィスアワー制度を運用している。

学生サービスの組織的体制が構築されており、各種奨学金制度の設定や課外活動への支援及びカウンセリングセンターを中心に健康相談・心的支援が行われている。学生の意見のくみ上げは、各アンケート調査や「意見箱」によって行われている。

キャリア教育は、教育課程の中に組み込まれており、1年次から3年次まで、学年進行に併せて「基礎から実践」に向けた就職・進学支援が系統的に行われている。その他に資格取得支援講座を設け、各種資格取得を支援している。また、進路保護者懇談会、インターンシップなどが行われている。

【優れた点】

- ・カウンセリングセンターに臨床心理士を複数配置して、学生の心的支援活動を充実させていることは評価できる。
- ・文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」に平成 21(2009)年度から平成 23(2011)年度に「NPO・地元企業と連携した地域循環型キャリア教育プログラム」が採択され、「学びのフリーマーケット」活動などを展開していることは評価できる。

【参考意見】

- ・入学定員を減じた結果、平成 22(2010)年は定員を充足したものの、近年までは定員未充足状況が続いており、志願者数の増加につながる方策について更に検討することが望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために大学設置基準上必要な専任教員数及び教授数は確保されており、概ね適切に配置されている。

教員の採用・昇任に関しては、「聖泉大学教育職員人事規程」「聖泉大学教育職員審査規程」及び「教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項」に則り運用されている。

教員の教育担当時間数については、教員ごとの偏りがあるものの、きめ細かな指導を行うために実習・演習科目を複数の教員で担当していることなどを考慮すると、概ね適切である。専任教員には週 1 日の研修日が認められ、教育研究活動の支援がなされている。研究費については、十分とは言えないものの、専任教員間で職位による差異を設けず、一律に配分されている。その他、学内特別研究費を公募によって審査・支給すること及び学外研究費の獲得を奨励することにより、研究活動を支援している。

平成 18(2006)年に「聖泉大学 FD 委員会規程」を制定し、FD(Faculty Development)活動を展開している。授業アンケートの結果に基づく改善や学生 FD 委員会の活用など、教員の教育研究活動の活性化に向けての取組みが行われている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育目的を達成するために必要な職員については、法人事務局と大学事務部に専任職員のほかに嘱託職員と臨時職員を配置している。来年度から予定されている看護学部の開設に伴う学生数及び教員数の増加に対応するための職員数の増加は必要以上に行わずに、短期大学部の廃止に伴う職員の異動により補う方針である。

職員の採用・昇任については、明文化された規程は無く、法人事務局長が職員の業務能力などを判断して、理事長の了解のもとに進めている。

目標管理制度を導入して、職員の自主性や職務能力の向上を図ろうと努力しており、これを機に規程の整備も併せて検討している。職員の資質・能力向上のために SD(Staff Development)研修会を積極的に開催しており、職員の意識向上に役立てている。また、事

務職員が全員参加して、月 1 回開催している「常会」により、理事会などの重要な事項について情報の共有化が図られている。

大学の教育研究支援のための事務体制については、各種委員会に事務職員が教員とともに委員として参画し、教員との情報の共有化を図ることで教育研究事項に速やかに対応できる支援体制が整備されている。研究支援については、現在は総務経理課が担当しているが、看護学部設置による新たなニーズへの対応を考慮し、外部資金の獲得について更に強化をするための独立部署の設置を検討している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するための諸規程については概ね整備されており、これらに則って概ね適切に運営されている。寄附行為に基づき理事、監事及び評議員が選任され、理事会及び評議員会も適切に運営されている。理事会における理事・監事の出席状況についても概ね適切である。

理事会の運営方針は運営会議を通じて教学部門へ伝えられている。また、大学の経営方針及び重要事項を審議する経営会義に教学部門の構成員が参加し、更に、理事長・学長より直接全教職員に大学の状況を説明するなどの場として「教職員全体集会」が設けられるなど、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

自己点検・評価については、学則及び「聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程」に則り、組織的に取り組んでおり、その実施結果を自己点検・評価報告書として取りまとめ、大学ホームページを通じて学内外に公表している。

【改善を要する点】

- ・入試委員会、教務委員会、国際交流委員会及び大学事務分掌などに関する重要な規程の改廃が理事会の議決を経ずに行われているので、早急な改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 15(2003)年度の大学創設以来、学生定員の未充足による消費支出超過状態が続いており非常に厳しい状況であるが、遊休資産の売却や引当預金の取崩しにより、無借金状態で財務運営を続けている。このような財務状況に対して、大学は「学生募集戦略部会」を設置し、教職員が連携して定員未充足状態を解消すべく鋭意努力している。更に、文部科

学省及び日本私立学校振興・共済事業団の指導のもとで「5ヵ年経営改善計画」を策定し、経営方針として「①看護学部の設定、②人間学部の入学定員の充足化、③短期大学部の計画的廃止」の3本柱の施策を打立て、経営再建に当たっている。来年度4月の看護学部の設立については、11月時点で認可保留であったが、引続き設立の認可に向けた努力を行っているのでその実現に期待したい。

会計処理及び会計監査については、学校法人会計基準や経理規程などに則り適切に行われ、公認会計士による会計監査についても定期的に実施されている。

財務情報の公開については、財務三表などを閲覧用に法人事務局に備えているほか、保護者宛の会報誌「聖泉大学教育振興会だより」へ掲載し、大学ホームページ上にて公開するなど概ね適切である。

外部資金の獲得について、科学研究費補助金は担当教員2人を配置し、公募状況の周知などを図った結果、近年徐々に拡大傾向にある。

【改善を要する点】

- ・収支バランスの早期改善のため、入学・収容定員を確保するとともに、経営改善計画を確実に実現するよう改善が必要である。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成のために必要なキャンパス（校地、運動場及び校舎などの施設設備）は、開設時以降2回にわたって増築整備しており、関係法規に則し適切に維持・管理され、有効に活用されている。校地・校舎の面積も大学設置基準を大幅に上回っており、講義室、図書館、体育施設、コンピュータ室及び学生食堂並びにクラブハウスなど学生生活に必要な施設も整備されている。

バリアフリーについても本館（4階建）にエレベータ、スロープ及び身障者用トイレを設置し、更に、学生食堂（2階）へのアクセスのためのエレベータの設置や身障者用トイレの増設などを予定している。施設設備の安全性やセキュリティについては、耐震基準の遵守やアスベスト対策も考慮されており、更に、警備会社に24時間体制の巡回警備と機械警備を委託し、安全性の確保に努めている。

大学キャンパスの環境は、自然豊かな田園地帯にあり、キャンパス内も校舎周辺には樹木や草花に囲まれて、中庭にはベンチが置かれ学生の憩いの場となっている。学生の通学の利便性を考慮し、専用バスや学生用駐車場を設置している。

【優れた点】

- ・健康運動心理専攻の教育課程を行うことに加え、フィールドホッケーを大学のシンボリック・スポーツと標榜するに十分な体育施設を有していることは評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「社会奉仕と地域貢献」の実践として、大学の物的・人的資源の提供が展開されている。物的資源の提供としては、図書館や体育施設、講義室などの開放を積極的に行っている。人的資源の提供としては、公開講座の定例開講、講師や各種審議会委員への派遣及び学生のボランティア活動など、継続した貢献を定着させている。

地域の企業からの受託研究、インターンシップ及び他大学との単位互換などを行っており、「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」に参画し、連携を進めている。

大学が立地する彦根市内の産官学連携を目的とした「大学を活かした地域活性化のための包括協定」を締結し、その中で学生の積極的な活動を啓発している。地域の「町づくり委員会」と学生との「共同シンポジウム」の開催や総合型地域スポーツクラブ「聖泉スポーツクラブ」の立上げ、県内のさまざまな「こころの問題」への積極的なアプローチを目指すカウンセリングセンターの活動など心身両面の専門性の提供を行い、地域貢献を実践している。

【優れた点】

- ・ カウンセリングセンターを地域に開放し、外部相談者の定着実績をあげていることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学の社会的機関としての組織倫理については概ね整備されており、教職員の服務及び責任についての就業規則、人権と個人情報保護に関する規程及び公的研究費の適正な利用に関する諸規程が整備され、教職員及び学生に対して周知徹底の上、適正に運営されている。

危機管理体制については、平成 21(2009)年度に危機管理規程の見直しを行うとともに、緊急事態、火災・震災及び感染症に対する体制が整備され、適切に機能している。学生への安全教育についても、交通安全教室の開催や AED（自動体外式除細動器）取扱講習会、避難訓練を行っている。情報システムの安全性にも十分な対策が図られている。

大学の研究成果の公表や広報活動については、「聖泉論叢」「スポーツ文化研究所紀要」の紀要を発行している。その他、教員・学生・地域の高等学校に配付する「卒業論文抄録

集」、保護者対象の「教育振興会だより」、学外一般向けのホームページなどにより、適切に学内外に公表する体制が整備されている。

